自主防災会会則

　（名称）

第１条　この会は、　〇〇〇〇　自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

　（事務所）

第２条　本会の事務所は、　〇〇〇〇　　　　に置く。

　（目的）

第３条　本会は、　〇〇〇〇　自主防災会の地区の住民の生命と財産の保護のために、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

　（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 火災、地震、台風に対する災害予防に関すること。

(3) 災害の発生時における情報の伝達収集、初期消火、救出救護および避難誘導等の応急対策に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 防災資機材の点検に関すること。

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

　（会員）

第５条　本会は、　〇〇〇〇　　自主防災会の地区の世帯をもって構成する。

　（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

(1) 会長　　　　　　　１人

(2) 副会長　　　　　　１人

(3) 理事　　　　　　　若干名

　(4) 部長　　　　　　　若干名

　(5) 防災指導員　　　　若干名

　(6) 監事　　　　　　　若干名

２　役員は、会員の互選による。

３　役員の任期は、１年とする。ただし、再任することができる。

　（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

３　理事および部長は、会務の運営にあたる。

４　防災指導員は、第４条に掲げる事業活動の企画、実施に参画する。

５　監事は、会の会計を監査する。

（会議）

第８条　本会に、総会、理事会および部長会を置く。

　（総会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催するものとする。

３　総会は、次の事項を審議する。

　(1) 会則の改正に関すること。

　(2) 防災計画の作成および改正に関すること。

　(3) 事業計画に関すること。

　(4) 予算および決算に関すること。

　(5) その他、会長がとくに必要と認めたこと。

　（部長会）

第１０条　部長会は、役員をもって構成する。

２　部長会は、会長が招集する。

　（理事会）

第１１条　理事会は、会長、副会長、理事および防災指導員によって構成する。

２　理事会は、会長が招集し、次の事項を審議し実施する。

(1) 総会に提出するべきこと。

(2) 総会より委任されたこと。

(3) 防災計画の立案に関すること。

(4) その他会長が必要と認めたこと。

（防災計画）

第１２条　本会は、災害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震、台風に関する警戒宣言発令時並びに災害の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 地震災害に関する警戒宣言発令時および災害の発生時における情報の伝達、収集、出火防止、初期消火、救護および避難誘導等に関すること。

(5) その他必要な事項。

　（経費）

第１３条　本会の運営に要する経費は、区費その他の収入をもってこれにあてる。

　（会計年度）

第１４条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

　（会計監査）

第１５条　会計監査は、毎年１回監事が行う。

２　監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

　　附　則

１　この会則は、令和４年４月１日から実施する。